



国自安第29号の2
平成28年6月30日

全国港湾労働組合連合会中央執行委員長 殿

国土交通省自動車局長



国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン等の一部改訂について

「海上人命安全条約」(SOLAS条約)は、従前より、国際海上輸出コンテナの総重量を船長に提出することを荷送人に義務付けていましたが、近年、総重量の誤申告に起因するとみられるコンテナの荷崩れ等の事故が発生していることを踏まえ、国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法が、本年7月1日より発効する改正SOLAS条約に定められました。

改正SOLAS条約の関連動向等を踏まえて、「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議」において「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」等の一部を改訂しました。

つきましては、貴協会(業界、連合会、会議所)において、同ガイドライン等について、傘下会員に対し改めて周知をお願いいたします。